平成２３年（フ）第６５３号
埼玉県三郷市幸房293番地１　ハイラーク三郷303号
債務者　榮子　博之
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第６５７号
埼玉県春日部市備後東７丁目10番１号　エルディム104
債務者　村上美智子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７４９号
札幌市中央区南５条西27丁目１番20―501号
債務者　境　　珠美
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８４号
札幌市白石区菊水３条１丁目７番１―901号
債務者　佐藤　清敬
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２１号
札幌市西区発寒12条４丁目８番２―408号
債務者　折戸　健治
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２２号
札幌市西区発寒12条４丁目８番２―408号
債務者　田島　笑子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６５号
札幌市清田区里塚緑ケ丘１丁目13番１号
債務者　笹山　健一
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９８号
札幌市中央区南９条西６丁目１番12―601号
債務者　藤原　文子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７４号
札幌市豊平区美園４条３丁目２番33号
債務者　高見　雅仁
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１９０号
札幌市北区北40条西６丁目１番14号　サイドシティ102号
債務者　石川　トク
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２１８号
北海道江別市上江別南町19番地の７
債務者　木澤由香利
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３１号
札幌市北区屯田６条７丁目３番３―806号
債務者　島谷　准司
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２３７号
札幌市西区発寒３条３丁目５番18号　マンション森田Ｂ―102号
債務者　水田　和雄
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４４号
北海道恵庭市駒場町１丁目４番10―901号
債務者　加藤　泰子
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２５３号
札幌市中央区宮の森４条10丁目４番33号
債務者　中井　杏吏
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２６１号
札幌市北区屯田６条10丁目６番35号
債務者　石森　由佳
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２７２号
札幌市東区北22条東12丁目３番15号　ハイツ豊潤101号
債務者　石田　真美（旧姓木村）
１　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部